

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧（2019年4月26日公表分）

| 対応方策の内容 | |
|---------|--------------|
| 1 | 対応済、又は前向きに対応 |
| 2 | 検討の余地あり |
| 3 | 対応困難 |

| 所管府省 | 統計調査名 | 統計種類 | 分類 | 現状・課題 | 改進黨（案） | 対応方策 | 対応方策の内容（具体的な回答、対応できない理由等） |
|--------------|----------|------|---------------------|--|---|------|---|
| 財務省 | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 二一ス (公的統計の精度向上) | グローバル化の進展に伴い、特に大企業では連結ベースの経営が基本となってきたが、「法人企業統計調査」では、単体企業ベースで集計されている。 | 調査の有用性を保つため、企業実態に即した連結ベースでのデータ集計を取り入れることを検討すべきである。ただし、調査項目によっては、企業にとって四半期毎の集計作業に大きな負担がかかるため回答が困難なものがあるという点には十分配慮すべきである。 | 3 | 連結決算ベースで調査を行った場合、外国子会社の計数が含まれ、わが国における企業活動の実態を把握するという調査の目的が達せられないこととなります。また本調査結果は国内の経済活動を対象とするGDP統計の作成に用いられていますが、同様に適切なGDPが作成できなくなるといった問題も生じます。加えて、現時点においては、連結法人グループについて、単体法人に対応する登記簿のような母集団名簿を正確に把握する方法が存在しないことから、母集団推計ができません。以上の点や報告者負担を考慮すると、対応は困難であると考えます。 |
| 財務省 | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 二一ス (公的統計の精度向上) | サンプルの異常値が全体に反映されており、極端に大きな数値になっていることがある。 | サンプルの異常値を取り除くか、あるいは異常値とみられる場合は注記すべきである。 | 1 | 標準誤差率への影響が大きい法人については、プログラムにより検出を行い、減資などの理由により、階層（業種別・資本金別）における分布の中で著しく突出していると認められる場合には、母集団推計の際に除外する処理を既に行っています。なお、標準誤差率については公表しておりますのでデータを確認する際に併せて御参照下さい。 |
| 財務省 | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 二一ス (公的統計の精度向上) | 資本金5億円未満の資本金別データにおいて、サンプルバイアスの問題が生じている。 | サンプル数を増やすか、悉皆調査とすべきである。 | 3 | 標本の入れ替えに伴う断層については、これまで、ローテーション・サンプリング手法の導入（平成21年4-6月期調査以降）や、継続標本による参考系列の公表（平成29年4-6月期調査以降）などの対応を行ってきています。標本数の増加（悉皆調査を含む）については、報告者負担の増加に直結することから、慎重に検討する必要があると考えます。 |
| 財務省 | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 二一ス (公的統計の精度向上) | 「法人企業統計調査」の調査結果に記載されている現行の資本金別・業種別区分では、地域経済分析、中小企業の抽出、借入比率の正確な算出が困難である。 なお、借入金は「金融機関借入金」と「その他の借入金」（金融機関以外からの借入金）の2種類に区別されている。 | 都道府県別・市町村別区分の新設、資本金区分の細分化、借入金および支払利息の区分における「役員借入金」の新設を行うべきである。 | 3 | 本調査は、全国ベースでの公表を前提として標本設計（調査対象数など）を行っています。都道府県別・市町村別での公表や、資本金区分の更なる細分化には、膨大な標本数の追加が必要と考えられ、報告者負担の大幅な増加に直結することから、対応は困難と考えます。 また、調査項目の追加・削減については、報告者負担やユーザーニーズなどを踏まえ慎重に検討が必要であると考えます。 |
| 総務省 (財務省) | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 例えば、法人企業統計調査、法人企業景気予測調査、海外現地法人四半期調査などは、実施省庁が異なるため、同じオンライン調査であっても、調査によってオンライン調査利用の手引きが異なっており、内容も分かりにくい。 | オンラインを利用する場合の調査にあつては、可能な限り、手引きのフォーマットの統一や簡素化、重要な手順のみに色づけ、入力文字数の削減等を図るべきである。 | 2 | 法人企業統計調査と法人企業景気予測調査では、オンライン利用の手引を統一しています。さらに理解しやすく、短時間で読めるような手引きになるよう、改善に努めて参ります。 |
| 総務省 (財務省) | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 同様に、統計調査ごとに調査対象者IDが異なるため、都度、確認が必要となる。なお、日本銀行の統計調査の場合は、事前にIDとパスワードが送られてくるので、確認のための作業は要らない。 | 政府統計全般について、調査対象者IDの統合を図るべきである。 | 2 | オンライン調査については、各調査の特性に応じ利用システム、調査対象者IDの設定をしておりますが、御指摘を踏まえ、更なる報告者の負担軽減・利便性の向上が図れるよう努めます。なお、法人企業統計調査のIDとパスワードは、事前に連絡をしております。 |
| 財務省 | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 調査依頼の書類が紙媒体で郵送されている。 | 調査依頼について、郵送とともにメールでの送付も行うべきである。ログイン画面のURLを添付したメールが送付されると、ログイン画面へのアクセスがスムーズになる。 | 1 | 法人企業統計については、メールアドレスを御登録いただいております法人には、2019年度調査より、ログイン画面が参照できるようにメールでも送付するよういたします。 |
| 財務省 | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 四半期開示の場合、事業年度期首からの累計で行っていることから、「法人企業統計調査」における「固定資産の増減」「四半期損益」の調査項目について、差額方式で新たに集計し直していること、他の決算開示資料にない独自の数字であることから、作業負担が大きい。 | 「固定資産の増減」「四半期損益」の項目について、事業年度期首からの累計での記載も選択的に認めるべきである。 | 3 | 「固定資産の増減」欄については、設備投資額を正確に捉えるため、調査対象四半期における固定資産項目の増加額（新設購入費等）及び減少額（減価償却費等）を両建てで調査し、「新設」の増加額のみを設備投資額として公表しています。そのため、累計金額（の差引による純額）での記載では正確な設備投資額の把握は難しくなります。この結果は四半期別GDP速報にも使われることを考えると、対応は困難と考えます。同様に「四半期損益」についても、前四半期の累計金額が修正されている可能性があることなどから、対象四半期の正確な収益状況をとらえるには、累計金額での対応は困難と考えます。 |
| 財務省 | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 公開情報（有価証券報告書、決算短信、決算資料）で開示している「売上金額（収入）」や「常用雇用者数」、また、法人企業景気予測調査で報告している項目について、調査の都度、改めて調査票に記入しなければならない。 | 公開情報で開示している売上金額や常用雇用者数の項目や、当該時期に他の調査で既に回答した場合には、できるだけ記入不要とすべきである。 | 3 | 公開情報は、特に四半期別調査では、本調査の調査対象（単体ベース）とは異なる連結・累計ベースでの開示が中心となっています。また単体ベースの情報が公表されていても、調査項目と勘定科目の不一致や定義が異なるなどの理由から、対応が難しいと考えています。なお、法人企業統計調査で得られた前年同期別の計数情報を基に法人企業景気予測調査の調査票に一部プレプリントを行うことを考えています。 他府省の統計調査において共通する調査項目については、本調査のデータを経済産業省企業活動基本調査等の他統計に提供することで、回答不要とする重複是正措置を行っており、回答者負担の軽減に取り組んでおります。 |
| 財務省 | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 「法人企業統計調査」では、四半期別調査とは別に、年次別調査も報告する必要があるため、負担が重い。 | 四半期別調査と年次別調査との統合を図る（7～9月期調査と上期調査、1～3月期調査と下期調査との統合）などとして、四半期別調査に回答する法人は、年次別調査を回答不要とすべきである。 | 3 | 四半期別調査と年次別調査は調査の目的が異なる別の調査となっております。調査項目等も異なり、共通的な調査項目についても、四半期調査は「仮決算」の計数を調査しており、合算しても年次別調査の計数とは一致しません。また両調査共に統計精度を維持するため、一定以上の資本規模の法人を全数調査とする必要があります。そのため御意見のような統合は難しいと考えております。なお、報告者負担の観点から、資本金1億円未満の法人については年次別調査と四半期別調査で重複して調査対象とならないようにしています。 |
| 財務省 | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 会計処理において「給与」と「賞与」を1つの勘定科目で計上しているが、「法人企業統計調査」では「給与」と「賞与」とに分けて報告する必要があるため、業務処理と実態が合わず、作業負担となっている。 | 調査項目の「役員給与」と「役員賞与」を「役員給与・賞与」に、「従業員給与」と「従業員賞与」を「従業員給与・賞与」に統合すべきである。 | 2 | 調査項目の追加・削減については、報告者負担やユーザーニーズなどを踏まえ慎重に検討する必要があると考えています。御意見は今後の改善の参考とさせていただきます。 |

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧（2019年4月26日公表分）

| 対応方策の内容 | |
|---------|--------------|
| 1 | 対応済、又は前向きに対応 |
| 2 | 検討の余地あり |
| 3 | 対応困難 |

| 所管府省 | 統計調査名 | 統計種類 | 分類 | 現状・課題 | 改善策（案） | 対応方策 | 対応方策の内容（具体的な回答、対応できない理由等） |
|------------------|------------|------|---------------------|--|--|------|--|
| 財務省 | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 1～3月期調査の回答時期と、自社の決算集計作業の時期が被っていることから、担当者の業務負担が集中する。 | 回答者の業務の標準化の観点から、3月中に報告の準備を行えるよう、1～3月期調査の調査票を3月上旬までに発送すべきである。 | 3 | 現時点では、調査票の印刷、封入・封緘及び確認作業などがあることから、大幅な発送時期の前倒しは難しい状況です。なお、オンライン調査においては、郵送よりも調査票を早期に取得することが可能となっております。 |
| 財務省 | 法人企業統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 平成31年4～6月期調査より、「法人企業統計調査」の一部項目の回収早期化が予定されているが、自社の決算集計作業を最優先しなければならぬことから、「法人企業統計調査」の一部項目の回収早期化に対応するのが難しい企業も存在することを理解いただきたい。 | 決算公表前は決算数値が未確定状態であることや、決算集計作業を最優先しなければならぬことから、「法人企業統計調査」の一部項目の回収早期化に対応するのが難しい企業も存在することを理解いただきたい。 | 1 | 平成31年度4-6月期から予定している「四半別GDP速報（1次速報）のための一部項目早期調査」については、四半別GDP速報（1次速報）の精度向上を図るといふ趣旨から、回答締切日を四半期終了から約1ヶ月後の早期に設定しております。そのため、調査対象の限定（資本金10億円以上）や調査項目を必要最小限にするなど、報告者負担の軽減に最大限配慮した調査設計としております。また決算公表前の企業におかれましては、調査の趣旨を御理解いただくとともに、調査票記入時点で把握可能なだけ正確な計数（精査や監査などで後日修正される可能性があってもかまいません）を御回答下さいますようお願いいたします。 |
| 国税庁 | 民間給与実態統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 国税庁「民間給与実態統計調査」ではオンライン調査システムを用いて、web上でデータをアップロードする方法により、回答を行っているが、現行のシステムでは、アップロードできるオンライン報告は1回限りの運用となっている。このため、一旦回答した後にデータの誤りが判明した場合は、訂正したデータを紙媒体で提出することが求められている。 | 回答期間内は複数回のアップロードを可能とし、データの訂正をオンライン上で回答できるようにすべきである。 | 1 | ご提案いただいた内容については、現状、オンライン回答を処理するに当たり、運用上、送信回数を1回までと制限しているところですが、今後、再送信を可能とした場合における運用上の影響等を踏まえつつ、前向きに対応していきたいと考えています。 |
| 総務省 (財務省・内閣府) | 法人企業景気予測調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 例えば、法人企業景気予測調査、法人企業統計調査、海外現地四半期調査などは、実施省庁が異なるため、同じオンライン調査であっても、調査によってオンライン調査利用の手引きが異なっており、内容も分かりにくい。 | 手引きのフォーマットの統一や簡素化、重要な手順のみに色づけ、入力文字数の削減などを図るべきである。 | 2 | 法人企業景気予測調査と法人企業統計調査では、オンライン利用の手引を統一しています。さらに理解しやすく、短時間で読めるような手引きになるよう、改善に努めて参ります。 |
| 総務省 (財務省・内閣府) | 法人企業景気予測調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 同様に、統計調査ごとに調査対象者IDが異なるため、都度、確認が必要となる。他方、日本銀行の統計調査の場合は、事前にIDとパスワードが送られてくるので、確認をとる作業は要らない。 | 政府統計全般について、調査対象者IDの統合を図るべきである。 | 2 | オンライン調査については、各調査の特性に応じ利用システム、調査対象者IDの設定をしておりますが、御指路を踏まえ、更なる報告者の負担軽減・利便性の向上を図れるよう努めます。なお、法人企業景気予測調査のIDとパスワードは、事前に連絡をしております。 |
| 財務省・内閣府 | 法人企業景気予測調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 調査依頼の書類が紙媒体で郵送されている。 | 調査依頼について、郵送とともにメールでの送付も行おうべきである。ログイン画面のURLを添付したメールが送付されると、ログイン画面へのアクセスがスムーズになる。 | 1 | 法人企業景気予測調査については、メールアドレスを御登録いただいております法人には、2019年度調査より、ログイン画面が参照できますようにメールでも送付するよういたします。 |
| 財務省・内閣府 | 法人企業景気予測調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 単体ベースで回答することとなっているため、国内需要や仕入価格等とは業務上の関係がない純粋株式会社も調査対象に含まれている。 | 実際に事業を行わない純粋株式会社は調査対象から外すべきである。 | 3 | 法人企業景気予測調査については、単体決算ベースの計数を調査している法人企業統計の把握といった観点から、単体決算ベースでの調査となっており、純粋株式会社につきましても収益や設備投資の動向等の把握のため調査対象とすることが必要であると考えています。 |
| 財務省・内閣府 | 法人企業景気予測調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 調査を回答した後に、担当省庁より、公表・説明済みの内容にも関わらず、前年度比較の増減要因に関する問い合わせの電話がかかってくるため、対応が負担となる。 | 回答後の問い合わせを避けるために、統計提出フォームにあらかじめ増減要因説明欄を設けるべきである。決算短信や有価証券報告書等で既に公表・説明を行っているため、必要があれば、まずは開示資料を確認いただきたい。 | 3 | 法人企業景気予測調査については、これまで決算短信等の公開情報を基に確認をさせていただいてきたところですが、同調査が見通しや判断項目といった必ずしも決算短信等に記載されていない事象を調査対象としていることから、不明点等につきまして確認させていただくことがあります。また、統計提出フォームにあらかじめ要因説明欄を一律的に新たに設けることは、回答法人の負担となるため御提案の実施は困難です。なお、大きな変動があった場合など、「備考欄」に要因を記載いただく法人もおられます。 |
| 財務省・内閣府 | 法人企業景気予測調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 夏季休暇の日程を踏まえると、7～9月期の法人企業景気予測調査（8月20日）と4～6月期の法人企業統計調査（8月10日）とは実質的な締切日がほとんど重なる。 | 企業が夏季一斉休暇を設定しやすい時期（例：お盆）を考慮しながら、提出の締切日を設定すべきである。 | 3 | 法人企業景気予測調査については、2018年7-9月期調査の書面提出の締め切りは8月20日としております。調査結果の集計や入力作業等のため提出日がお盆期にかかっており申し訳ございません。なお、オンライン提出は8月20日の数日後まで受け付けておりますので、御参考までにお伝えいたします。 |
| 財務省・内閣府 | 法人企業景気予測調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 「Ⅱ. 計数調査」に記載する項目は、年度期首からの累計で管理しているため、調査票に合わせて四半期ベースで集計し直す必要がある。 | 「Ⅱ. 計数調査」の項目について、年度期首からの累計での記載も選択的に認めるべきである。 | 1 | 法人企業景気予測調査の収益面での計数調査につきましては、平成31年度4-6月期調査より、報告者負担の軽減の観点から、見直しさせていただく予定としております。 |
| 財務省・内閣府 | 法人企業景気予測調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 「Ⅱ. 計数調査 1. 企業収益」の調査項目は、決算短信等の公開情報と重複している。 | 「Ⅱ. 計数調査 1. 企業収益」について、決算短信を調査票に添付すれば記入不要とすべきである。 | 3 | 計数調査は見通しに係る調査であり、また、単体での記載をお願いさせていただいておりますことから、決算短信等に記載された計数とは異なることも多いものと考えており、引き続きの御報告をお願いいたします。なお、法人企業景気予測調査の収益面での計数調査につきましては、平成31年度4-6月期調査より、報告者負担の軽減の観点から、見直しさせていただく予定としております。 |
| 財務省・内閣府 | 法人企業景気予測調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 「法人企業景気予測調査」における「Ⅱ. 計数調査 2. 設備投資」の実績値を記入する項目が、これに先立ち実施される財務省「法人企業統計調査」の「固定資産〇〇〇月中増減」の調査項目と重複している。 | 「法人企業統計調査」と「法人企業景気予測調査」との重複項目を是正すべきである。 | 3 | 直近の法人企業統計の利用にしましては調査票の発送期や集計期が近接していることから反映することは困難となっております。なお、設備投資にしましては、平成31年4-6月期調査より、法人企業統計調査で得られた前年同期の計数情報を基に調査票に一部プレプリントを行うことを考えております。 |

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧 (2019年4月26日公表分)

| 対応方策の内容 | |
|---------|--------------|
| 1 | 対応済、又は前向きに対応 |
| 2 | 検討の余地あり |
| 3 | 対応困難 |

| 所管府省 | 統計調査名 | 統計種類 | 分類 | 現状・課題 | 改善策(案) | 対応方策 | 対応方策の内容(具体的な回答、対応できない理由等) |
|---------|-------------|------|---------------------|--|---|------|--|
| 財務省・内閣府 | 法人企業景気予測調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 売上高、経常利益等は、他の調査からも要求されているにも関わらず、調査の都度、回答を求められる。 | 当該調査期間内で、既に回答している内容については、さらに省庁間での情報の共有化に努めるなど、対応を進めていただきたい。 | 3 | 法人企業景気予測調査については、他の統計と比較して早い時期に行う見直し調査でありますことから、他統計との情報の共有化は困難でございます。なお、設備投資に関しましては、平成31年4-6月期調査より、法人企業統計調査で得られた前年同期値の計数情報を基に調査票に一部プレプリントを行うことを考えております。 |
| 内閣府 | 四半期別GDP速報 | 基幹統計 | ニーズ (データ提供環境の改善) | 日本では、四半期毎の「民間最終消費支出」の品目別内訳や「民間企業設備」の機器別・業種別内訳が公表されていない。 | 米国公務省が公表しているGDP統計と同様、日本の四半期別GDP速報においても、「民間最終消費支出」の品目別内訳や「民間企業設備」の機器別・業種別内訳を公表することを検討すべきである。 | 1 | 以前より民間最終消費支出や民間企業設備の内訳について公表してほしいとのご要望があったことを踏まえ、民間最終消費支出のうち「国内家計最終消費支出」については、「耐久財」、「半耐久財」、「非耐久財」及び「サービス」の4形態別の内訳を、民間企業設備を含む「総固定資本形成」については、「住宅」、「その他の建物・構築物」、「輸送用機械」、「その他の機械設備等」及び「知的財産生産物」の5形態別の内訳を、それぞれ公表しているところです。 |
| 内閣府 | 四半期別GDP速報 | 基幹統計 | ニーズ (データ提供環境の改善) | 現行では、数表を1つずつダウンロードする形式がとられているため、作業に時間がかかる。 | 統計利用時の利便性向上を図る観点から、全てのシートをまとめたファイルを一括でダウンロードできるようにするなど、利便性の向上に努めるべきである。 | 1 | QE、年次推計とともに、e-Statにおいて複数ファイルをまとめてダウンロードすることが可能となっております。 (参考URL) https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&tokukai=00100409&kikan=001008&result_page=1 |
| 内閣府 | 民間企業投資・除却調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 有形固定資産やファイナンス・リースの資産項目(例:「機械及び装置」、「車両及び運搬具」)等が細分化されているため、データ取得に一定の時間を要する。 | 資産項目を貸借対照表上の表示項目に合わせるべきである。 | 3 | 調査票における資産項目については、有価証券報告書の固定資産明細表に準じた標準的なもので設計しております。使用期間は資産によって大きく異なるため、こうした経済実態を反映することは、国民経済計算の推計精度維持に必須のものとなっております。引き続き調査に御理解・御協力をお願いできればと存じます。 本統計からわかる資産項目別の取得・除却情報は、一國の投資活動が、どの経済活動・制度部門でどの資産の期末ストックとして蓄積されたのかを明確・詳細に示す国民経済計算の固定資本ストックマトリックスの作成に利用されています。このように固定資本ストックがより詳細に把握されることは、生産性分析などにも役立つものです。 ※なお、本統計は、国富調査の実施が困難な状況下でのストック統計の整備のため、公的統計基本計画(第1期)の下で新たに設計・実施されているものです。 |
| 内閣府 | 民間企業投資・除却調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 当期に取得した有形固定資産のうち、金額が大きいものを個別具体的に記載する必要があるため、社内の経理部門から購買部門等へ問い合わせを行う依頼作業が発生する。これにより、時間と作業負担が発生する。 | 個別具体的な有形固定資産について、データの利活用の目的がなければ削除すべきである。 | 3 | 個別具体的な有形固定資産にかかる使用期間と取得・除却価格の経年変化の情報を収集することが本調査の主目的となっております。使用期間は資産によって大きく異なるため、こうした経済実態を反映することは、国民経済計算の推計精度維持に必須のものとなっております。引き続き調査に御理解・御協力をお願いできればと存じます。 本統計からわかる資産項目別の取得・除却情報は、一國の投資活動が、どの経済活動・制度部門でどの資産の期末ストックとして蓄積されたのかを明確・詳細に示す国民経済計算の固定資本ストックマトリックスの作成に利用されています。このように固定資本ストックがより詳細に把握されることは、生産性分析などにも役立つものです。 ※なお、本統計は、国富調査の実施が困難な状況下でのストック統計の整備のため、公的統計基本計画(第1期)の下で新たに設計・実施されているものです。 |
| 内閣府 | 民間企業投資・除却調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 有形固定資産の投資動向(調査票の「Ⅱ.有形固定資産の取得・改修等」、「Ⅳ.有形固定資産の除却(売却・廃棄)」の項目)については、財務省「法人企業統計調査」で別途報告しているため、重複している。 | 調査項目について、財務省「法人企業統計調査」との重複を是正すべきである。また、有価証券報告書で開示している情報と重なるため、調整を検討すべきである。 | 3 | 法人企業統計調査では調査されていない個別具体的な有形固定資産にかかる使用期間と取得・除却価格の経年変化の情報を収集することが本調査の主目的となっております。使用期間は資産によって大きく異なるため、こうした経済実態を反映することは、国民経済計算の推計精度維持に必須のものとなっております。引き続き調査に御理解・御協力をお願いできればと存じます。 本統計からわかる資産項目別の取得・除却情報は、一國の投資活動が、どの経済活動・制度部門でどの資産の期末ストックとして蓄積されたのかを明確・詳細に示す国民経済計算の固定資本ストックマトリックスの作成に利用されています。このように固定資本ストックがより詳細に把握されることは、生産性分析などにも役立つものです。 ※なお、本統計は、国富調査の実施が困難な状況下でのストック統計の整備のため、公的統計基本計画(第1期)の下で新たに設計・実施されているものです。 |
| 内閣府 | 民間企業投資・除却調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 「Ⅳ.有形固定資産の除却(売却・廃棄)」では、個別の資産ごと(15資産)に記入する必要があるため、作業負担が大きい。 | 「Ⅳ.有形固定資産の除却(売却・廃棄)」で記入する個別資産の件数や資産種類を削減すべきである。 | 3 | 個別具体的な有形固定資産にかかる使用期間と取得・除却価格の経年変化の情報を収集することが本調査の主目的となっております。使用期間は資産によって大きく異なるため、こうした経済実態を反映することは、国民経済計算の推計精度維持に必須のものとなっております。引き続き調査に御理解・御協力をお願いできればと存じます。 本統計からわかる資産項目別の取得・除却情報は、一國の投資活動が、どの経済活動・制度部門でどの資産の期末ストックとして蓄積されたのかを明確・詳細に示す国民経済計算の固定資本ストックマトリックスの作成に利用されています。このように固定資本ストックがより詳細に把握されることは、生産性分析などにも役立つものです。 ※なお、本統計は、国富調査の実施が困難な状況下でのストック統計の整備のため、公的統計基本計画(第1期)の下で新たに設計・実施されているものです。 |
| 内閣府 | 機械受注統計 | 一般統計 | ニーズ (データ提供環境の改善) | 内閣府「機械受注統計報告」の季節調整について、需要者別で行われているため、製造業・非製造業の内訳がともにプラスとなっているため、全体ではマイナスとなることがあり、受注動向の把握が難しい。 (例)2018年5月の前月比 民需(船舶・電力を除く) : -3.7% 製造業 : +1.3% 非製造業(船舶・電力を除く) : +0.2% | 全体と製造業・非製造業の前月比は同行号となるように、季節調整モデル又は需要者別の季節調整の方法を見直すべきである。 | 2 | 機械受注統計の季節調整については、民需(除く船舶・電力)、製造業、非製造業(除く船舶・電力)は、それぞれの系列の季節性を個別に除去するために系列ごとに季節調整を行っています。符号の整合性がとれることのみならず(利便性)とともに、どの方法がより適切な季節調整となるかということ等も重要であり、今後とも改善に向けた検討を行い、引き続き有用性の向上に努めてまいります。 |

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧（2019年4月26日公表分）

| 対応方策の内容 | |
|---------|--------------|
| 1 | 対応済、又は前向きに対応 |
| 2 | 検討の余地あり |
| 3 | 対応困難 |

| 所管府省 | 統計調査名 | 統計種類 | 分類 | 現状・課題 | 改善策(案) | 対応方策 | 対応方策の内容(具体的な回答、対応できない理由等) |
|----------------|-------------|------|---------------------|--|--|------|---|
| 内閣府 | 消費動向調査 | 一般統計 | ニーズ (データ提供環境の改善) | 地域別の長期時系列データについては、消費者態度指数のみ公表されており、使い勝手が悪い。 | 地域別長期時系列データについて、消費者意識指標(暮らし向き、収入の増え方、雇用環境、耐久消費財の買い時判断、資産価値)も公表すべきである。 | 2 | 平成25年4月調査公表時より地域(ブロック)別の消費者意識指標(暮らし向き、収入の増え方、雇用環境、耐久消費財の買い時判断、資産価値)については、政府統計の総合窓口(e-stat)にて毎月クロス表(CSV形式)で公表しています。よって、利用者が月次のデータを用い、時系列化することは可能です。地域(ブロック)別の消費者意識指標(暮らし向き、収入の増え方、雇用環境、耐久消費財の買い時判断、資産価値)の長期時系列表を公表するにあたっては、統計作成者の作業負担、ニーズなどを鑑み、今後検討を進めてまいります。また、地域(ブロック)別のクロス表(消費者態度指数、消費者意識指標(暮らし向き、収入の増え方、雇用環境、耐久消費財の買い時判断、資産価値))、長期時系列の地域(ブロック)別の消費者態度指数(二人以上の世帯)については政府統計の総合窓口(e-stat)に掲載しております。ご参考までに、以下にURLを記載しますので、御利用ください。https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00100405&tstat=000001014549 |
| 総務省 (経済産業省) | 海外現地法人四半期調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 例えば、法人企業統計調査、法人企業景気予測調査、海外企業活動四半期調査などはオンラインで行われる調査であるが、調査によってオンライン調査利用の手引きが異なっており、内容も分らない。 | 手引きのフォーマットの統一や簡素化、重要な手順のみに色づけ、入力文字数の削減等を図るべきである。 | 2 | 調査ごとに調査の設計が異なるため、政府が実施する全てのオンライン調査の手引きのデザインを統一することは困難ですが、御提案の観点も含め、さらに理解しやすく、短時間で読めるような手引きを作成するよう引き続き努めます。 |
| 総務省 (経済産業省) | 海外現地法人四半期調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 同様に、統計調査ごとに調査対象者IDが異なるため、都度、確認が必要となる。他方、日本銀行の統計調査の場合は、事前にIDとパスワードが送られてくるので、確認作業は要らない。 | 政府統計全般について、調査対象者IDの統合を図るべきである。 | 2 | オンライン調査については、各調査の特性に応じ利用システム、調査対象者IDの設定をしておりますが、御指摘を踏まえ、更なる報告者の負担軽減・利便性の向上が図れるよう努めます。 |
| 経済産業省 | 海外現地法人四半期調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 調査依頼の書類が紙媒体で郵送されている。 | 調査依頼について、郵送とともにメールでの送付も行うべきである。ログイン画面のURLを添付したメールが送付されると、ログイン画面へのアクセスがスムーズになる。 | 1 | 現時点では、調査票記入御担当者様のメールアドレスを把握していないことから対応が難しい状況ですが、個別に事務局宛にて御相談いただくことは可能です。今後、ご担当社様のメールアドレスの取得方法等を含め検討して参ります。 |
| 経済産業省 | 海外現地法人四半期調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 経済産業省「海外現地法人四半期調査」は、四半期に1度、各海外現地法人に問合せの上、データを入力する必要があるので、報告者負担が大きい。特に四半期調査の4~6月期調査は、経済産業省「海外事業活動基本調査」と実施時期が重なることから、負担が大きい。 | 経済産業省「海外事業活動基本調査」と「海外現地法人四半期調査」を1つの調査に集約した上で半期毎に実施するなど、基本調査の実施時期との調整を図るなど、調査頻度を少なくすべきである。その際、現行1カ月半となっている回答期限を、2カ月程度に延ばすべきである。 | 3 | 世界情勢に影響を受けやすい海外現地法人の動向(売上高や設備投資額)を1年単位ではなく短期的に把握し、適時・確かな政策の立案に資するため四半期毎の調査は重要であり、回答期限につきましては、公表期日までの集計作業期間が必要なため1ヶ月半と設定させていただいていることも合わせて御理解、御協力を願います。また、海外現地法人四半期調査と海外事業活動基本調査については、調査項目の重複を最小限にするなど記入者負担の軽減に努めておりますが、記入に困難な項目がある場合には、記入可能な範囲でご回答をお願いいたします。記入手引をご参照下さい。 |
| 経済産業省 | 海外現地法人四半期調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 経済産業省「海外現地法人四半期調査」のうち「売上高、有形固定資産の当期取得額」の財務情報について、四半期ベースでの回答が求められている。このため、事業年度の期首からの累計で管理している企業にとっては、調査票にあわせて四半期ベースの数値で作成し直す必要がある。 | 「売上高、有形固定資産の当期取得額」について、事業年度期首からの累計での記入も選択的に認めるべきである。 | 3 | 我が国企業の海外における事業活動を動的に把握する目的で四半期ごとの実績を調査しているため、累計値ではなく期ごとの数値を御回答いただくようお願いいたします。なお、記入が困難な場合には、記入可能な範囲で御回答をお願いいたします。記入手引を御参照下さい。 |
| 経済産業省 | 海外現地法人四半期調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 通貨コードがプレプリントされていないため、毎回、入力する必要がある。 | 通貨コードをプレプリントについて検討すべきである。 | 3 | 「通貨コード」をプレプリントすることにより、調査票裏面記載の「通貨単位」を確認する機会が減り、桁間違い等を引き起こす可能性があるため、現行通りとさせていただきますと考えています。(平成30年4-6月期調査:通貨コード間違い9件、桁間違い23件。7-9月期調査:通貨コード間違い5件、桁間違い17件。)なお、オンライン調査では、プルダウンメニューから「通貨コード」の選択が可能で、前回指定した「通貨コード」が最上段に表示されるようになっております(但しプレプリントはされていません)。 |
| 経済産業省 | 生産動態統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | オンラインで回答しても、経済産業省に回答が届いていないといったシステム上の不具合が頻発している。 | 不具合の原因を改善するとともに、オンライン回答が確実に経済産業省に届くようにシステムの改善を図るべきである。 | 2 | 「政府統計オンライン調査総合窓口」で受け付けた回答データは、経済産業省側の統計業務システムに取り込まれるまでにタイムラグがあることから、担当者が未回答として問い合わせを行ったものと考えます。今後、回答データの迅速な取込が可能となるよう検討して参ります。 |
| 経済産業省 | 生産動態統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 「機械器具月報(その40)自動車」の調査項目「4.生産能力」について、生産品目毎(具体的には「0401.乗用車」、「0402.普通トラック・バス・けん引車」、「0403.小型トラック・軽トラック」)に月間生産能力を記載するように求められている。しかし、複数の生産品目を混流生産する形態がとられている企業においては、実際には、生産品目毎の生産能力は存在しない。当社は、経済産業省の担当官の要請により、全体の生産能力を生産品目毎の生産実績で按分し、生産品目毎の生産能力として報告しているが、実態にそぐわないものとなっている。 | 複数の生産品目の混流生産が行われている場合は、「機械器具月報(その40)自動車」の調査項目「4.生産能力」において、実態に即した報告が可能となるように調査項目を改善すべきである。 | 3 | 御指摘のとおり、混流生産が行われている場合、最大生産能力の考え方に馴染まないため、記入要領において、可能な範囲で生産実績に基づき御提出いただくようお願いしています。なお、加工組立産業(自動車産業)における能力については、御提出いただいた値を基に稼働率を算出して公表しています。 |

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧（2019年4月26日公表分）

| 対応方策の内容 | |
|---------|--------------|
| 1 | 対応済、又は前向きに対応 |
| 2 | 検討の余地あり |
| 3 | 対応困難 |

| 所管府省 | 統計調査名 | 統計種類 | 分類 | 現状・課題 | 改善策（案） | 対応方策 | 対応方策の内容（具体的な回答、対応できない理由等） |
|-------|------------|------|---------------------|---|--|------|--|
| 経済産業省 | 生産動態統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 経済産業省「非鉄金属製品月報（アルミニウム圧延品）」は、日本アルミニウム協会「アルミニウム圧延品統計月報」と調査項目が重複しており（具体的には、「非鉄金属製品月報（アルミニウム圧延品）」における「1. 製品」の出荷と「3. 労務」を除く全ての調査項目に重複がみられる）、かつ、日本アルミニウム協会調査の方が経済産業省調査よりも半月ほど早く実施されている。 | 日本アルミニウム協会「アルミニウム圧延品統計月報」を国として公認し、統計としての信頼性や報告の必要性を確保しつつ、調査項目の重複排除や精度向上に向けた集計方法の改善などについて、経済産業省をはじめ、関係者間で調整を図っていくべきである。 | 3 | 経済産業省生産動態統計調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施しており、また、二次統計の基礎データとして、鉱工業指数（IIP）、産業連関表及び国民経済計算のGDP統計などに利用されています。調査対象事業所の選定においては、工業統計調査、業界、経済産業局、都道府県からの情報など本調査の該当製品を生産している事業所の最新情報を踏まえて行っており、国の基幹統計調査として引き続き実施していく必要があります。 |
| 経済産業省 | 生産動態統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 経済産業省「セメント・セメント製品月報」について、協会調査との調査項目の重複をなくすことを検討すべきである（「セメント・セメント製品月報」における「1. 製品」の販売金額と「3. 労務」を除く全ての調査項目に重複がみられる。なお、セメント協会では、従業者数について、タイミングが異なるものの、調査を実施している）。 | 経済産業省「セメント・セメント製品月報」とセメント協会調査との調査項目の重複をなくすことを検討すべきである。 | 3 | 経済産業省生産動態統計調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施しており、また、二次統計の基礎データとして、鉱工業指数（IIP）、産業連関表及び国民経済計算のGDP統計などに利用されています。調査対象事業所の選定においては、工業統計調査、業界、経済産業局、都道府県からの情報など本調査の該当製品を生産している事業所の最新情報を踏まえて行っており、国の基幹統計調査として引き続き実施していく必要があります。 |
| 経済産業省 | 生産動態統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 調査票の回答提出後に、経済産業省より追加質問を照会されるため、担当部署への確認に追加的な事務負担が発生する。 | 回答後の問い合わせを避けるために、調査票にあらかじめ一定割合以上の変動が生じている項目の変動要因説明欄を設けるべきである。 | 1 | 報告者に対する事後照会による負担軽減を図るため、製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、在庫などに、前月と比べて大幅な変動があった場合には、差し支えない範囲でその要因を記載いただくよう記入要領においてお願いしております。 |
| 経済産業省 | 生産動態統計調査 | 基幹統計 | ニーズ (データ提供環境の改善) | 通信分野について、経済産業省「経済産業省生産動態統計調査」では、情報通信機械といったハードウェアが中心であるが、今後、TV会議やPBX（構内交換機）などがクラウド・サービスに置き換わる可能性がある。 | 経済産業省「経済産業省生産動態統計調査」においてI T系のサービス・プラットフォームの動向についても扱うようにすべきである。 | 1 | 経済産業省生産動態統計調査の調査品目については、鉱産物及び工業品を対象としております。 なお、経済産業省におけるサービス分野の活動状況に関する統計調査としては、別途、特定サービス産業実態調査があります。課題として御指摘のありました「I T系のサービス・プラットフォームの動向」につきましては、同調査の「情報サービス業」及び「インターネット付随サービス業」の売上高の内訳としてクラウドサービスの提供形態等により「情報サービス業」における「システムインテグレーション」や「インターネット付随サービス業」の「ASP業務」として調査しております。 |
| 経済産業省 | 生産動態統計調査 | 基幹統計 | ニーズ (データ提供環境の改善) | 経済産業省「経済産業省生産動態統計調査」のデータについて、日系企業と外資系企業とに区分・整理されていないため、日系企業の実態を把握できない。 | 経済産業省「経済産業省生産動態統計調査」のデータについて、日系企業と外資系企業とに区分・整理すべきである。 | 3 | 経済産業省生産動態統計調査は、国内の鉱工業生産の動態を明らかにすることを目的としているため、資本に関係なく国内の事業所を調査対象としています。したがって、御提案のありました区分・整理については難しい状況となっております。 |
| 経済産業省 | 企業活動基本調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 複数の部署にまたがる調査項目があるため、オンライン回答や紙媒体での調査票の提出にあたって、社内調整を経て1つの部署がとりまとめデータを入力しており、作業負担が大きい。 | 回答形式は、個別企業・業種によって異なることから、回答形式についてオンライン回答のみとはせず、紙媒体の調査票の提出も引き続き認めるべきである。 例えば、Excel形式の調査票を希望する企業については、Excel形式の調査票をダウンロードでき、Excel形式での回答も可能となるようにシステム構築を検討すべきである。また、オンライン回答について、複数の部署がそれぞれの設問に直接回答できる方法もあわせて検討すべきである。 | 1 | 回答形式については、従来より紙媒体の調査票の提出も可能としており、紙媒体の調査票を提出するための返信用封筒（切手不要）も調査関係書類に同封させていただいております。 電子媒体の調査票については、平成30年調査よりExcel形式としております。この電子調査票は御自身のパソコンにダウンロード→保存していただくことが出来、オンラインに接続していただくことなく、お時間があるときに回答データを少しずつ入力して、入力完了後に送信していただくことが可能となっています。オンライン回答について、複数の部署からそれぞれ直接回答というのは現状では難しいですが、先に申し上げましたように電子調査票をパソコンにダウンロードして使用していただき、社内関係部署の御担当様にそれぞれの該当箇所を記入していただくなど、柔軟に御活用いただくことで御対応いただければと思います。 |
| 経済産業省 | 企業活動基本調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 「0226. 従業員数の合計」と「0601. 売上高」の調査項目は、有価証券報告書で開示している。 | 有価証券報告書で開示している調査項目（「0226. 従業員数の合計」、「0601. 売上高」）は記入不要とすべきである。 | 3 | 本調査は毎年約3万8千社の企業様に対して実施しておりますが、有価証券報告書を開示していない企業様も多いのが実状です。本調査は、単独決算をベースにしていますが、有価証券報告書の多くは、連結決算が主流にあり単独の売上、従業員数を開示していないケースも見受けられます。また、従業員数、売上高それぞれ内訳について調査しており、合計値と整合性の確認を行う上で必要な調査項目となるため、従来通り企業様より御回答をいただけますようお願いいたします。 |
| 経済産業省 | 海外事業活動基本調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | オンライン回答が可能ではあるものの、調査票がこれまで同様、紙媒体であるため、現地法人全ての回答を集計した上で、担当部門においてまとめて入力する必要があり、実質的な転記作業が発生している。 | 調査票についてExcel形式で公表することに加え、情報保護システムの構築を図った上で、Excel形式での回答ができるよう検討すべきである。 | 1 | 政府統計オンライン調査システムより電子調査票をExcel形式でダウンロードいただけますので、そちらを御利用ください。 |
| 経済産業省 | 海外事業活動基本調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | ① 例年、調査票の回答提出後に、経済産業省より追加質問を照会されるが、対象となる関係会社数が多く、聞き取りにも時間がかかることから、適切な対応を行うために相当な事務負担が発生する。 | 回答後の問い合わせを避けるために、調査票にあらかじめ一定割合以上の変動が生じている項目の変動要因説明欄を設けるべきである。また、追加照会をせざるを得ない場合は、時間短縮の観点から、電話ではなくメールで、追加質問の連絡を行うべきである。 また、照会する時期についても、企業側の長期の休暇期間（例えば、夏休みやお盆の時期）を避けることができるかどうか検討すべきである。 | 1 | 前年に比べ大きく数字が変動している場合には、その要因等を調査票の備考欄に記載いただくよう、調査票記入の手引に記載することを検討いたします。 疑義照会につきましては、メールでの御連絡を希望される場合、御教示いただいたメールアドレス宛てにご連絡させていただきます。 照会時期につきましては、御依頼の時期や締め切りまでの期間等につきまして、個別に御相談いただければ、なるべく御期待に添いたいと考えております。 |

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧（2019年4月26日公表分）

| 対応方策の内容 | |
|---------|--------------|
| 1 | 対応済、又は前向きに対応 |
| 2 | 検討の余地あり |
| 3 | 対応困難 |

| 所管府省 | 統計調査名 | 統計種類 | 分類 | 現状・課題 | 改善策（案） | 対応方策 | 対応方策の内容（具体的な回答、対応できない理由等） |
|-----------|-----------------------|------|---------------------|--|--|------|---|
| 経済産業省 | 海外事業活動基本調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 「401.売上高」などの各調査項目は円換算後の数値で回答することが求められている。 | 売上高等について、現地通貨ベースでの回答も認めるべきである。 | 2 | 記入効率や正確性の観点を踏まえつつ、現地通貨ベースによる御回答について検討して参ります。 |
| 経済産業省 | 海外事業活動基本調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 海外事業活動基本調査において回答率が低い項目は、データの信頼性が乏しいと考えられる。 | 海外事業活動基本調査において、回答率が低い設問を削除するなど、報告者負担の軽減に配慮しつつ、海外現地法人四半期調査との統合による調査頻度の削減を検討すべきである。 | 1 | 2019年（2018年度実績）調査より、回答率の低い調査項目を削除することとしております。 また、調査頻度につきましては、企業の海外事業活動の実態を明らかにし政策の企画・立案等の基礎資料の作成に反映させるためには、現在の頻度の調査は必要と考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いたします。 |
| 経済産業省 | 産業連関構造調査 (鉱工業投入調査) | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 調査票はExcel形式で配付されるが、電子媒体では回答できない。 | 情報保全を図った上でExcel形式での回答が可能となるシステム構築を検討すべきである。 | 1 | 産業連関構造調査（鉱工業投入調査）については、経済産業省ホームページ上に掲載した調査票様式（Excel）をダウンロードし、電子メールにて提出する方法により行うことを検討いたします。 |
| 経済産業省 | 産業連関構造調査 (鉱工業投入調査) | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 調査項目に製品単位では管理していない費用項目が含まれており、回答の作成に苦慮している。 | 調査の趣旨に沿った回答が難しい旨を踏まえて、代替案を検討すべきである。 | 2 | 産業連関構造調査（鉱工業投入調査）は、関係府省庁で5年に1度作成している「産業連関表」の基礎資料として活用することを目的に実施する調査で、主として主要工業製品の原材料や間接経費等の原価構成を把握し、製品の毎の投入構造を推計するために必要な調査です。 当省や他府省で実施している当該統計調査以外の統計調査では、産業連関表を作成する上で必要となる詳細な投入構造を把握することができないため、本調査の実施は必要不可欠となります。 ぜひ、本調査の趣旨や必要性等を御理解頂き、御協力を願います。 なお、調査項目についてプレプリントを実施するなど記入者の負担軽減策を実施しているところですが、調査事項の回答状況等を鑑み、記入率の低い調査事項については、見直しを行うとともに、さらに調査対象の選定については、「1事業所1品目」を原則とし、また、品目単位での回答が難しい調査項目については、「複数品目」での回答が可能となるよう、検討して参りたいと考えます。 |
| 経済産業省 | 工業統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 送付される調査票が紙媒体のみであるため、関係部署への配付、回収後の確認、修正作業に時間を要する。 | ホームページからExcel形式の調査票をダウンロードできるようにすべきである。 | 1 | 全ての事業所にオンライン回答を可能としており、オンライン回答ではExcel形式の調査票を御用意しております。 |
| 経済産業省 | 工業統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 報告時には、紙媒体の調査票の提出又はオンライン回答のいずれかを選択できる。但し、オンライン回答の場合、1つの部署が取りまとめて回答する必要があり、社内調整に時間を要する。 | オンライン化の動きは理解しているが、提出する企業の事務負担に鑑み、回答企業がオンライン報告又は紙媒体での調査票の提出のいずれかを選択できる取扱いを、当面の間、継続すべきである。 | 1 | 調査票の回答方法については、紙媒体、オンライン両方の回答方法を継続していく予定です。 |
| 経済産業省 | エネルギー消費統計調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 「エネルギー消費統計調査」の調査票が4月10日に発送されてくるが、4月～7月の間は、エネルギー関係の集計・報告（環境関連の外郎評価機関に関するアンケートの提出、廃棄物処理法や省エネ法をはじめとする各種法令対応の提出）が集中している。 | 調査時期を下半期（7月以降）に変更すべきである。 | 3 | 御指摘のとおり本調査は毎年4月上旬に調査票を発送し6月15日までに提出期間として実施しております。本調査は前年度の4月～3月までの期間を対象としているため、対象年度の実績が確定する3月末から大きく開くことなく調査へのお断いをすることで、より御協力がいただける状況を構築したいと考えているところです。また、回答期間を2か月程と一定程度の期間を確保すると共に事業所の事情に応じて柔軟に対応し、可能な限り御負担の少ない形で御提出いただけるよう心がけております。 なお、御提出いただいた個々の事業所のデータは内容等の確認をさせていただいておりますが、約18万事業所の皆様にお断いしていることから、相応の時間を要する工程となっております。また、その後の集計においても本調査は標本調査であるため、拡大推計を行う手法によっており、機械集計自体にも一定の時間を要し、集計値の審査作業にも相応の時間を要しています。このため、現状でも翌年度末の公表が最良であり、特に総合エネルギー統計の作成に当たって本調査の結果が活用されていることから、これ以上の遅れは許容できない状況となっております。 このようなことから、調査時期を下半期（7月以降）に変更することは困難であると参っておりますが、メール回答の活用、政府共同オンラインシステムの導入、事業所様の事情に応じた柔軟な対応をすることで、御報告いただく皆様の負担軽減に引き続き努めてまいります。 |
| 総務省・経済産業省 | 経済センサス-基礎調査・活動調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 送付されてくる調査票が紙媒体のみであるため、関係部署への配付、回収後の確認、修正作業に時間を要する。 | ① ホームページからExcel形式の調査票をダウンロードできるようにすべきである。また、回答にあたっては、Excel形式での回答を可能とするようにしていただきたい。 | 1 | 経済センサスでは、全事業所・企業に対してオンラインでの回答を可能にしており、複数の支社・支所を有する企業については、オンラインでの回答方法としてExcelでの回答を可能にしています。 |
| 総務省・経済産業省 | 経済センサス-基礎調査・活動調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 自社のセキュリティの関係上、オンライン報告に対応することができない、調査頻度から考えて、現時点ではその予定もない。 | オンライン回答とともに、紙媒体の調査票の提出も継続すべきである。 | 1 | 調査票の回答方法については、紙媒体、オンライン両方の回答方法を継続していく予定です。 |
| 総務省・経済産業省 | 経済センサス-基礎調査・活動調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 支店毎に回答しなければならぬため、作業に手間と時間がかかる。また、「事業所調査票10、年間商品販売額等」について、年間商品販売額順位の分類が、自社で管理している分類とは異なることから、指定の分類表に合わせるのに時間がかかる。 | 事業所ごとの年間商品販売額等について、毎月報告している「商業動態統計調査」のデータを活用すべきである。 | 2 | 2021年に予定している調査では、事業所ごとの年間商品販売額等の記入方法について、事業所・企業の負担軽減に資するように研究会等を通じて検討を行います。 |

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧（2019年4月26日公表分）

| 対応方策の内容 | |
|---------|--------------|
| 1 | 対応済、又は前向きに対応 |
| 2 | 検討の余地あり |
| 3 | 対応困難 |

| 所管府省 | 統計調査名 | 統計種類 | 分類 | 現状・課題 | 改善策(案) | 対応方策 | 対応方策の内容(具体的な回答、対応できない理由等) |
|-----------|------------------|------|---------------------|--|---|------|---|
| 総務省・経済産業省 | 経済センサス-基礎調査・活動調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 「事業所調査票 4. この事業所の従業員数」について、男女別、契約形態別に記入することが求められている。 | 調査項目の簡素化の観点から、「企業調査票」と同様に、常用雇用者数で回答できるようにすべきである。 | 3 | これらの項目は、事業所に関する最も基本的な属性の一つであり、産業分類や経営組織の情報と組み合わせることで、我が国の産業構造の実態やその変化を知ることが可能となり、経済対策、地域の経済計画、雇用対策などに必要な資料が得られます。また、男女別に従業員数を把握することで男女共同参画の実態が明らかになります。上記の理由により、「企業調査票」と同様の回答とするは困難ですが、『統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン』を踏まえ、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」の廃止など、調査項目の見直しを検討して参ります。 |
| 総務省 | 家計調査 | 基幹統計 | ニーズ (公的統計の精度向上) | 「家計調査」はサンプル数が少ない上に、抽出されるサンプルに世代の偏りがある。また被服関連が供給側の統計である「百貨店売上高」「チェーンストア販売統計」と異なる動きとなっているため、個人消費の実態を正確に把握できていない。 | サンプルサイズを大きくする、電子マネー等の活用実態の把握等、精度の向上に向けた対応策を検討すべきである。 | 2 | サンプルサイズの早期の拡大には、予算・人員の強化及び、より調査世帯が回答しやすい調査の実現が必要である。公表の即時性も求められている中で、早期の拡大は現実的には困難ですが、調査世帯がより回答しやすい調査の実現のため、オンライン家計簿の導入と改良、キャッシュレス化への対応等について、引き続き進めて参ります。 |
| 総務省 | 家計調査 | 基幹統計 | ニーズ (公的統計の精度向上) | シェアリングエコノミーが普及しつつあるが、その動向を正確に捕捉する統計が存在しない。 | シェアリングビジネスが提供するサービスの支出項目の追加を検討すべきである。 | 2 | 総務省・統計委員会においてシェアリングエコノミーの計測の実用化に向けた方法が検討されているところであり、そのような状況も踏まえて検討して参ります。 |
| 総務省 | 家計調査 | 基幹統計 | ニーズ (データ提供環境の改善) | 2018年1月分より実施されている家計簿の改正に伴う収入関連項目の変動調整値の算出について、勤労者世帯では1月分から公表されているものの、無職世帯では4月分以降しか公表されていない。 | 無職世帯についても、勤労者世帯同様に、1～3月分の収入関連項目の変動調整値を公表すべきである。また、無職世帯の変動調整値も時系列およびExcel形式で取得できるように検討すべきである。 | 1 | 変動調整値については、2018年12月分公表時(2019年2月8日)に2018年1～11月分の過及び改定を行い、同時に無職世帯の2018年1～3月分を新たに掲載しました。 |
| 総務省 | 家計調査 | 基幹統計 | ニーズ (データ提供環境の改善) | 2018年1月分から「家計調査」の公表日が1週間後ろ倒しとなったことで、「家計調査」への市場の関心が大幅に低下している。 | 「家計調査」の「第1表 主要家計指標-二人以上の世帯」、「第2表 1世帯当たり1か月間の収入と支出-二人以上の世帯」、「第3表 主要項目の季節調整値-二人以上の世帯」について、公表を1週間早めるべきである。 | 2 | 現行の公表スケジュールは、家計調査、家計消費状況調査、C T I (消費動向指数)という家計消費に関連する3つの統計を同時・一体的に公表することにより、家計調査単独では把握できない、単身世帯・総世帯の月次の消費動向を含む消費動向のより正確な把握や総合的な分析を可能とするものとなっており、昨年開始されたところです。当面は、このスケジュールによって公表を行うこととしていますが、今後、これら3つの統計全体の公表早期化についても検討を進めて参ります。 |
| 総務省 | 科学技術研究調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 「[6] 研究者の専門別内訳」の専門区分が細分化されているため、研究に従事する従業員を各専門区分に振り分ける際に、非常に手間がかかる。 | 「[6] 研究者の専門別内訳」の専門区分について、「[5] 採用・転入・転出研究者数」の研究内容別区分と同様に、「理学」、「工学」、「農学」、「保健」といった区分で簡素化すべきである。 | 3 | 「研究者の専門別内訳」の専門区分については、OECD (経済協力開発機構) が策定した各国における研究開発やイノベーションに関するデータの収集・報告のための国際的マニュアル「Frascati Manual 2015 (フラスカティ・マニュアル2015)」に準じて、国際比較が可能となるように設計しており、これは、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)に掲げられている国際比較性の確保・向上にも則したものです。従って、御提案のあった専門区分の簡素化は、「研究者の専門別内訳」の国際比較が困難となることから、現行どおりとさせていただきますと考えています。 |
| 総務省 | 科学技術研究調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 有価証券報告書に開示している項目(従業員総数、総売上高)についても記入する必要がある。 | 有価証券報告書に開示している項目について、記入不要とすべきである。 | 2 | 御提案のとおり、有価証券報告書を活用することは、報告者の負担軽減に有効と考えられますが、活用には、本調査の調査期日(毎年3月31日現在)と企業の決算月が異なる場合や、本調査で把握する総売上高と有価証券報告書上の金額の単位が異なる場合があるなど、結果精度の確保の観点から、現状では困難であることを御理解ください。なお、将来的な有価証券報告書の活用可能性について、今後、検討を進めて参りたいと考えております。 |
| 総務省 | 科学技術研究調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 統計調査の目的や政策実務への活用状況が不明確である。 | 統計調査の目的や用途について、公表時期・結果の周知に努めるべきである。 | 1 | 統計調査の目的や用途を明確にし、皆さまに御理解いただくことは極めて重要なことと認識しております。現在、統計局のホームページにおいて、科学技術研究調査の目的や用途について掲載しているところですが、今後はこれに加え、調査対象の皆さまにお配りする調査関係書類の記載内容について更なる充実を図り、多くの皆さまに調査の目的や用途を御理解いただけるよう努めて参ります。 |
| 総務省 | 科学技術研究調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 文部科学省「民間企業の研究活動に関する調査」と項目が重複している(例えば、売上高、従業員、新規採用数、転入研究者数、博士号取得者数、研究費、社外への研究費)。 | 文部科学省「民間企業の研究活動に関する調査」との調査項目について、調整を行った後、重複を排除するよう必要な措置を講じるべきである。 | 2 | 調査項目のうち、文部科学省の「民間企業の研究活動に関する調査」において、「科学技術研究調査」の回答結果で代替可能な項目については、統計法に基づき総務省から文部科学省に回答結果を提供し、重複を排除する方向で文部科学省と検討して参ります。 |
| 総務省 | 消費者物価指数 | 基幹統計 | ニーズ (公的統計の精度向上) | ウェイトの大きい「持家の帰属家賃」について品質調整が行われていないことから、実勢との乖離が生じている。 | 「持家の帰属家賃」の品質調整について、可能な限り早期に結論を得て公表を開始すべきである。 | 1 | 消費者物価指数における家賃の品質調整については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において、「次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度(2018年度)以降も検討する。」こととされています。これを受け、有識者の意見を踏まえながら、国内外の情報収集や借家賃の経年変化率に関する試算を含む研究分析を行い、平成30年3月及び7月に統計委員会(国民経済計算体系的整備部会)に報告するとともに、同年7月にこれまでの研究成果を取りまとめて公表するなど、次期基準改定に向けた検討を進めているところです。なお、「持家の帰属家賃」の測定手法については、日本や米国などが採用している等価家賃法のほか、取得額測定法、ユーザーコスト法など様々な手法があり、どの手法を採用すべきかについてEU域内においても合意が得られていないのが現状であるため、国際的な議論の動向や有識者の御意見も踏まえつつ、中長期的に検討を進めてまいります。 |

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧（2019年4月26日公表分）

| 対応方策の内容 | |
|---------|--------------|
| 1 | 対応済、又は前向きに対応 |
| 2 | 検討の余地あり |
| 3 | 対応困難 |

| 所管府省 | 統計調査名 | 統計種類 | 分類 | 現状・課題 | 改進黨(案) | 対応方策 | 対応方策の内容(具体的な回答、対応できない理由等) |
|-------|----------------|------|---------------------|---|---|------|--|
| 総務省 | 消費者物価指数 | 基幹統計 | ニーズ (公的統計の精度向上) | ネット販売が拡大するなかで、オンライン価格を捕捉できていない。 | オンライン価格を早期に捕捉するための検討を行い、統計に反映させるべきである。 | 1 | ネット販売価格については、既に「航空運賃」や「サブスクリプション」などネットでの購入割合が高い品目のほか、ネットバンキングの「振込手数料」なども消費者物価指数に反映されています。 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において、「消費者物価指数の次期基準改定に向け、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。」とされたことを踏まえ、現在、テレビなどの家電や宿泊料などの旅行サービスのネット販売価格を指数に算入すべく、POSデータや、ネット販売サイトから自動的に情報を取得する技術(ウェブスクレイピング)により取得した価格情報などを利用した指数作成方法の検討を進めているところです。今年度中にネット販売価格の取集対象を選定し、来年度、次期基準改定に向けた正式な価格取集の準備を進める予定です。 |
| 総務省 | 小売物価統計調査 | 基幹統計 | ニーズ (公的統計の精度向上) | ネット販売が拡大するなかで、オンライン価格を捕捉できていない。 | オンライン価格を早期に捕捉するための検討を行い、統計に反映させるべきである。 | 1 | 小売物価統計調査においては、ネットでの購入割合が高い「健康保持用摂取品」について、通信販売による価格(=ネット販売価格)を調査しています。 また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において、「行政記録情報等・ビッグデータを含む民間データの活用に関する研究を実施することとされました。物価統計の分野においては、近年、POSデータや、ネット販売サイトから自動的に情報を取得する技術(ウェブスクレイピング)を用いて取得した価格情報など、調査にふさわしい方法で価格を把握できるようになってきており、これらの民間データを用いた物価統計の作成に向けた検討を進めてまいります。 |
| 厚生労働省 | 賃金構造基本統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」は事業所単位の調査であるが、企業によっては本社が一括して事業所のデータを集約しているところもある。 | 厚生労働省から、本社に対して、対象事業所情報を本社人事部門に通知するとともに、調査書類・調査票を一括して発送すべきである。 | 1 | 本社において労務管理のデータを集約している企業が増加していることを踏まえ、御提案のような対応について検討しております。 |
| 厚生労働省 | 賃金構造基本統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 所轄労働局から、調査対象の事業所毎に調査票が送付されてくるが、各地で提出の締切日が異なる。 | 調査票の送付時期や提出締切りの時期を統一すべきである。 | 1 | 調査票の送付時期については統一するよう検討しております。また、調査票の提出締切日については7月31日とするよう統一して参ります。 |
| 厚生労働省 | 賃金構造基本統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」では、労働者の番号や氏名の記載が求められているが、こうした運用では、個人情報特定される可能性を排除できない。 | 人事院「職種別民間給与実態調査」と同様に、通し番号で対応すべきである。 | 1 | 近年、個人情報保護に対する意識が高まっていることを踏まえ、氏名など労働者の特定につながる情報については、調査項目から削除することを検討しています。 |
| 厚生労働省 | 賃金構造基本統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 人事院「職種別民間給与実態調査」との間で、給与総額、時間外手当、通勤手当の項目が重複している。 | 重複する項目については、省庁間でのデータの共有を図るなど、必要な措置を講じるべきである。 | 3 | 御意見いただいた調査項目の重複については、規制改革推進会議行政手続部会においても検討が行われたところであり、関係省庁から、調査項目や調査方法の相違から集約化してもコスト削減効果は限定的であり、かえって全体としての事業者の行政手続コストが増加する可能性があること等から困難である旨、御説明したところです。あわせて、行政手続コストの削減は重要な課題であることから、行政手続部会から示された対応方針案も踏まえてコスト削減方針に取り組みご説明し、行政手続部会で御了承いただいた上で、「行政手続コスト」削減のための基本計画(平成30年3月改定)を策定したところです。 当省としては、基本計画に沿って、平成32年度調査までの3年間で調査の合理化を進め、行政手続コストの20%削減を目指すこととしています。 |
| 厚生労働省 | 医薬品・医療機器産業実態調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 調査の目的・必要性、用途が調査票に記載されていない。 | 調査の目的・必要性、用途を調査票に記載すべきである。 | 3 | 調査の目的等については、「医薬品・医療機器産業実態調査要綱」及び「調査のお願い」に記載しており、調査票と一緒に送付させて頂いております。このため、現行どおりとさせて頂きたいと考えています。 |
| 厚生労働省 | 医薬品・医療機器産業実態調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 毎年10月頃に前年度に関する調査の報告依頼を受ける。 | 当該事業年度終了後、少なくとも半年以内に、調査を行うべきである。 | 3 | 当該調査については、現行では、毎年10月に調査を依頼し、調査対象企業に所要の作業負担を求めているところです。ご要望いただいた内容では、毎年9月以前に調査を依頼することとなりますが、一部企業においては夏期に決算処理等の作業があり、公表の早期化により逆に負担感が増すとの意見があります。このため、現行どおりとさせて頂きたいと考えています。 |
| 厚生労働省 | 医薬品・医療機器産業実態調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 調査票の調査項目「4. バイプライン(注)について」が、決算補足資料による公表データと様式が異なることから再集計が必要となり、作業負担が大き。 | 決算補足資料を調査票に添付すれば、「4. バイプライン」の項目は記入不要とすべきである。 | 3 | 当該調査については、平成25年度調査(平成26年度実施)より、その変更の際に、調査対象企業の負担軽減を図る観点から、バイプラインの状況については集計に必要な項目に限定し、調査票の様式について大幅な簡素化を行ったところであり、本調査項目については、厚生労働省における実態把握が必要である事ともより、民間団体等からも継続的なデータの推計を強く要望されていることから、現行どおりとさせて頂きたいと考えています。 |

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧（2019年4月26日公表分）

| 対応方策の内容 | |
|---------|--------------|
| 1 | 対応済、又は前向きに対応 |
| 2 | 検討の余地あり |
| 3 | 対応困難 |

| 所管府省 | 統計調査名 | 統計種類 | 分類 | 現状・課題 | 改善策（案） | 対応方策 | 対応方策の内容（具体的な回答、対応できない理由等） |
|-------|----------------------------|------|---------------------|--|---|------|---|
| 国土交通省 | 建設業活動実態調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 「建設業活動実態調査」では、送付されたCD-ROMからExcelファイルの調査票を取得し、回答をメール又は郵送にて送付している。 | セキュリティ対策を強化した上で、オンラインでも回答できるようにすべきである。 | 1 | e-Gov（電子政府の総合窓口）を通じてオンラインでご回答いただくことが可能です。 |
| 国土交通省 | 建設工事受注動態統計調査 | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 「建設工事受注動態統計調査」は、Oracle社のJavaの利用がオンライン回答の前提となっているが、月次でのソフトウェアの更新が求められるほか、オンライン回答時に次のページに移るのがスムーズにいかないなどの不具合が生じている。 | Javaを用いないオンライン回答システムの構築を図るべきである。 | 1 | 2018年度、e-Gov（電子政府の総合窓口）において、Javaに依存しない方式へ申請方式の変更が行われました。 |
| 環境省 | 環境にやさしい企業行動調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | オンライン回答のため、調査票が電子媒体で配付されない。 | 社内担当部署への調査票の配付・回収作業の効率化を図る観点から、調査票を電子媒体（PDF、Excel）でも送付すべきである。 | 1 | オンライン回答用のログイン画面から入り、調査票のPDFをダウンロードできる機能を導入しております。お手数をおかけいたしますが、電子媒体につきましては、オンライン上からの取得をお願いいたします。（オンライン回答用のログイン後、メニュー画面右下の「調査票PDFのダウンロード」より取得。） |
| 環境省 | 環境にやさしい企業行動調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | オンライン回答における回答途中の一時保存や回答内容の保存といった機能がなく、また、回答完了時の確認画面がないことから、回答送付のエビデンスが残せない。 | オンライン回答システムの改善を図り、回答途中の一時保存や回答内容の保存機能を追加するとともに、回答完了時には確認画面が出てくるようにすべきである。 | 1 | 各設問画面に「途中保存（中断）」ボタンを設け、回答の途中保存ができるようにしております。また、最後の設問に御回答後、「次へ」ボタンを押下いただけますと、回答の一覧が確認できる確認画面へ遷移します。当該画面の一番下にある「印刷（PDFダウンロード）」ボタンを押下いただけますと、回答内容の一覧が印刷可能となります。 |
| 環境省 | 環境にやさしい企業行動調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 前回から変更のない調査項目については前回調査の回答を参照したいが、変更点が明示されていない。 | 前回調査からの変更点を調査票に明示すべきである。 | 3 | 前回の調査に扱われることなく、調査対象年度に対する純粋な現状・結果を伺いたいため、前回調査からの変更点は明示しない、現行通りの調査票を使用させていただきたいと考えております。 |
| 文部科学省 | 民間企業の研究活動に関する調査 | 一般統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | オンライン回答システムにおいて、回答を一時保存できない、回答した内容を印刷できないといった不備がある。 | オンライン回答において、回答中の内容を保存できるようにするとともに、回答した内容を印刷できるようにすべきである。 | 1 | オンライン回答システムでは、回答の一時保存及び回答内容の印刷ができるようにしています。今回、システムの一時的な不具合により、これらの機能にエラーが生じたケースがあり、これが原因と考えられます。今後、エラーが発生した際にはその旨がわかるように表示するなど工夫して参ります。 |
| 文部科学省 | 民間企業の研究活動に関する調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 文部科学省「民間企業の研究活動に関する調査」は、「売上高」（問1-1）、「従業員数」（問1-2）、「新規採用数」（問2-2）、「転入研究者数」（問2-2）、「博士号取得者数」（問2-2）、「研究費」（問1-4）、「社外への支出研究費」（問1-4）といった調査項目が、これに先立ち実施される総務省「科学技術研究調査」の調査項目と重複している。 | 文部科学省と総務省との間で調整の上、調査項目の重複を是正すべきである。 | 2 | 御提案のあった項目のうち、「売上高」（全社）については、総務省より当該データの提供を受ける等の方法による重複排除を検討します。 一方で、それ以外の項目については、「科学技術研究調査」で調査している内容と一致していないものや、一部重複している項目があるものの重複した項目の内訳（内訳は総務省調査と同じではない（例：採用者の場合、学位ごとの内訳））を調査しており、回答の整合性をみるため調査で現行どおり実施したいと考えています。調査項目の精査の際には、総務省とも調整し回答者の負担軽減に向けた取組みを進めていく予定です。 |
| 人事院 | 職種別民間給与実態調査 | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 人事院「職種別民間給与実態調査」は、これに先立ち実施される厚生労働省「賃金構造基本統計調査」と、現金給与額、時間外手当、通勤手当といった調査項目が重複している。 | 重複する調査項目のデータについて、省庁間で共有すべきである。 | 3 | 御意見いただいた調査項目の重複については、規制改革推進会議行政手続部会においても検討が行われたところであり、関係省庁から、調査項目や調査方法の相違から集約化してもコスト削減効果は限定的であり、かえって全体としての事業者の行政手続コストが増加する可能性があること等から困難である旨、御説明したところです。あわせて、行政手続コストの削減は重要な課題であることから、行政手続部会から示された対応方針も踏まえてコスト削減方策に取り組み、御説明し、行政手続部会が御了承いただいた上で、「『行政手続コスト』削減のための基本計画」（平成30年3月改定）を策定したところです。本院としては、基本計画に沿って、平成32年度調査までの3年間で調査の合理化を進め、行政手続コストの20%削減を目指すこととしています。 |
| 厚生労働省 | 統計全般 (特に就労条件総合調査を想定) | 一般統計 | 負担軽減 (報告者の負担軽減) | 厚生労働省「就労条件総合調査」などでは、同じ調査項目でも、非正規雇用を含むかどうかによって変わる。 | 報告者負担の観点から、設問の変更頻度を減らすべきである。 | 3 | 「就労条件総合調査」における調査企画にあたっては、同じ調査項目においては同じ条件の労働者を対象とした設問としております。 なお、本調査の調査対象は「全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者数（パートタイム労働者を除く。）」を基本としておりますが、一部のローテーション項目について、当該項目の性質上必要な場合には、やむを得ず他の就業条件の労働者を含んだ回答をお願いする場合がございます。その際には、回答にあたり混乱が生じることがないように明確な注記をするよう努めます。 |
| 経済産業省 | 統計全般 (特に商業動態統計を想定) | 基幹統計 | 負担軽減 (統計調査方法の改善) | 統計調査によっては、事業所単位の調査を実施しているが、ネット販売など店舗以外の販売の比重が高まっている。 | 統計調査によっては、実態の変化を踏まえて、事業所調査を実施する意義や調査項目の見直し、サンプル調査の活用などについて再検討すべきである。 | 2 | 御提案いただきました統計調査方法の改善についてですが、公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期基本計画）に掲げられた措置・施策に基づいて、統計結果の継続性の観点にも留意しつつ、経済実態の変化を踏まえた見直しについて引き続き検討を行ってまいります。 |
| 総務省 | 統計全般 (家計調査、全国消費実態調査を想定) | 基幹統計 | 二一ス (公的統計の精度向上) | キャッシュレス化が進むなか、既存の消費統計は、消費実態を十分に把握できていない。 | 交通系ICカードなど民間の電子マネー情報を、既存の消費統計への活用を検討すべきである。 | 2 | 消費の実態をより正確に把握するとの観点から、家計調査については、オンライン家計簿の導入やキャッシュレス化への対応等の改良を進めているところです。また、家計調査では把握が難しい単身世帯を含めた総世帯の毎月の消費動向を把握できるようにするため、平成29年度から、家計消費単身モニター調査を実施し、さらに、平成28年9月から開催した「連報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」の提言を踏まえ、ビッグデータ等を活用した、消費全般の動向を捉える新たな連報性のある消費関連指標（消費動向指数：CTI）の開発を進めることとしています。 |

「国が実施する統計調査に関する提案募集」の提案内容・対応方策一覧 (2019年4月26日公表分)

| 対応方策の内容 | |
|---------|--------------|
| 1 | 対応済、又は前向きに対応 |
| 2 | 検討の余地あり |
| 3 | 対応困難 |

| 所管府省 | 統計調査名 | 統計種類 | 分類 | 現状・課題 | 改善策(案) | 対応方策 | 対応方策の内容(具体的な回答、対応できない理由等) |
|-----------|--------------------------------|------|--------------------|--|---|------|--|
| 国税庁 | 民間給与実態統計調査、申告所得税標準調査 | 基幹統計 | ニーズ (公的統計の精度向上) | 個人所得税のデータは、確定申告を行わない場合は国税庁「民間給与実態統計調査」に、確定申告を行った場合は国税庁「申告所得税標準調査」に分析され、かつ、相互に重複した状態で公表されている。 | マイナンバーを用いて納税者の源泉所得税と申告所得税とを突合させる標準調査を行い、確定申告を行った者・行わなかった者を統合させた個人所得税統計を作成すべきである。 | 3 | 現状では、「民間給与実態統計調査」(以下、「本調査」という。)において、標準事業所から提出される標準給与と所得者に関するデータは、個人を識別できないことになっています。したがって、当庁の保有する申告納税者の情報と突合せを行うには、個人を識別できる情報が標準事業所から提出される必要があります。ご指摘のマイナンバーについては、番号法第9条第1項の規定により、利用範囲が社会保障分野、税分野、災害対策分野など法令で定められた分野に限られており、統計分野でマイナンバーの利用が認められていないことから、本調査において、標準給与と所得者に係るマイナンバーの提供を標準事業所に求めることはできません。よって、現状においては、マイナンバーを用いて、確定申告を行った者・行わなかった者を統合させた個人所得税統計を作成するのは困難ですが、今後のマイナンバーの利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、長期的に検討していくべきものと考えられます。 |
| 総務省 | 家計調査、全国消費実態調査 | 基幹統計 | ニーズ (公的統計の精度向上) | 総務省「家計調査」、「全国消費実態調査」では、家計の貯蓄・負債保有額について、世帯別に集計されている。他方、相続税は個人別に課税されるものであるため、相続税の分析にあたって、個人別の財産状況を把握する必要がある。 | 総務省「家計調査」、「全国消費実態調査」における貯蓄・負債保有額は、「世帯主」、「世帯主の配偶者」、「他の世帯員」に区分して集計・公表すべきである。 | 3 | 家計調査や全国消費実態調査は、基本的には、世帯単位で収支・資産負債を把握するものであり、また、記入者負担や調査票サイズによる調査事項の制限などもあることから、現時点では、個人別の財産状況を把握することは考えていません。 |
| 総務省、厚生労働省 | 家計調査、全国消費実態調査、国民生活基礎調査、所得再配分調査 | 基幹統計 | ニーズ (公的統計の精度向上) | 家計所得に関する国際比較を行う際は、可処分所得を世帯人数の平方根で除した値(等価可処分所得)が用いられるが、日本では、相対的貧困率を算出する場合を除いて、等価可処分所得別の統計は公表されていない。 | 国際比較の観点から、総務省「家計調査」「全国消費実態調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」「所得再配分調査」において、等価可処分所得階級別の統計を作成・公表すべきである。 | 1 | 【対応方針：1】(総務省) 要望のあった調査のうち総務省が所管する2調査については、標準規模が大きい全国消費実態調査において、得られる結果精度を踏まえ、等価可処分所得階級別の統計の充実を図る方向で検討します。 【対応方針：1】(厚生労働省) 国民生活基礎調査の大規模調査年においては、年次・全世界一子どももいる現役世帯・等価可処分所得金額階級別に世帯員の相対度数分布及び累積度数分布を作成し、公表しています。 【対応方針：3】(厚生労働省) 所得再配分調査においては、当初所得と再分配後の所得を比較することを主な目的とした調査となっております。そのため、現物給付を含まず、当初所得から税・社会保険料を控除したのみの可処分所得を階級別とすることは検討しておりません。 |
| 総務省 | 家計調査、全国消費実態調査 | 基幹統計 | ニーズ (公的統計の精度向上) | 総務省「家計調査」、「全国消費実態調査」の調査票において、有価証券は「株式・株式投資信託」、「債券・公社債投資信託」、「貸付信託・金銭信託」の3種類に区分されている。 | 総務省「家計調査」、「全国消費実態調査」において、有価証券の区分を「上場株式」、「一般株式」、「株式投資信託」、「債券」、「公社債投資信託」、「貸付信託・金銭信託」の6種類に細分化すべきである。 | 3 | 有価証券の区分は、2019年秋から新たに「投資信託」を設けて、「株式」「債券」「投資信託」「貸付信託・金銭信託」の4区分にすることとしています。ただし、それ以上の細分化(上場株式と一般株式の区分、株式投資信託と公社債投資信託の区分など)は、記入者負担や調査票サイズによる調査事項の制限などもあることから、現時点では考えていません。 |
| 総務省 | 家計調査、全国消費実態調査 | 基幹統計 | ニーズ (公的統計の精度向上) | 総務省「家計調査」、「全国消費実態調査」の調査票において、国民年金・厚生年金が調査項目に含まれている一方、確定拠出年金・国民年金基金・小規模企業共済の掛金・現在価値残高が調査項目に含まれていない。 | 総務省「家計調査」、「全国消費実態調査」では、国民年金・厚生年金以外の、確定拠出年金、国民年金基金、小規模企業共済の掛金・現在価値残高についても調査項目に含めるべきである。 | 3 | 確定拠出年金、国民年金基金、小規模企業共済の掛金は、家計簿(調査票)に記入(自由記入欄に記入)してもらうこととしており、「個人・企業年金保険料」として、結果を表していますが、これらの現在価値残高の把握については、記入者負担や調査票サイズによる調査事項の制限などもあることから、現時点では、考えていません。 |